

30. 減 価 償 却

減価償却の対象資産の	① 建物及びその附属設備      ② 構築物      ③ 機械及び装置 ④ 船 舶      ⑤ 航空機      ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品      ⑧ 鉱業権、特許権等19種類の無形固定資産      ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備、構築物 定額法（注）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 上記以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （注）平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については、定率法（※）も選択可。 （※）平成19.4.1以後に取得するものについては250%定率法、平成24.4.1以後に取得するものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考） 資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は増加償却を行うことができる。
陳化腐	なし
償却の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り、1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5） (2) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (3) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10） (4) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (5) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） (6) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の3） (7) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（平成28年度末で廃止） (8) 特定設備等の特別償却（措法43） ① 公害防止用設備 8% ② 海運業の経営合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 16%（外航船舶で日本船舶に該当するもの及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶 18%） (9) 耐震基準適合建物等の特別償却（措法43の2） ① 耐震基準適合建物等 25% ② 技術基準適合施設 20% (10) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等は6%）の特別償却（措法44） (11) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3）

「法人税制度の概要」参照

制 度 の 概 要

<p>特 別 償 却 (<u>続</u>)</p>	<p>(12) 特定地域における電気通信設備の10%の特別償却（措法44の5）</p> <p>(13) 障特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45）</p> <p>① 過疎地域 10%（建物等は6%）の特別償却</p> <p>② 半島振興対策実施地域，離島振興対策実施地域及び奄美郡島 5年間32%（建物等は48%）の割増償却</p> <p>③ 振興山村 5年間24%（建物等は36%）の割増償却</p> <p>④ 沖縄の産業高度化・事業革新推進地域 34%（建物等は20%）の特別償却</p> <p>⑤ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>⑥ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>⑦ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8%の特別償却</p> <p>(14) 医療用の機械装置及び器具備品のうち，高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものの12%の特別償却（措法45の2）</p> <p>(15) 障害者を雇用する場合の機械等の5年間24%（工場用建物等は32%）の割増償却（措法46）</p> <p>(16) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（措法46の2）</p> <p>① 基準適合認定を受けた場合</p> <p>イ 車両運搬具及び器具備品 18%（常時雇用労働者が100人以下の企業は24%）の割増償却</p> <p>ロ 建物等 24%（常時雇用労働者が100人以下の企業は32%）の割増償却</p> <p>② 特例基準適合認定を受けた場合</p> <p>イ 車両運搬具及び器具備品 3年間12%の割増償却</p> <p>ロ 建物等 3年間15%の割増償却</p> <p>(17) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の5年間10%（耐用年数が35年以上のものは14%）の割増償却（措法47）</p> <p>(18) 特定都市再生建築物等の割増償却（措法47の2）</p> <p>① 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物</p> <p>イ 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却</p> <p>ロ 都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間30%の割増償却</p> <p>② 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物等 5年間30%の割増償却</p> <p>③ 下水道法の浸水被害対策区域内に設置される雨水を貯留する一定の構築物 5年間10%の割増償却</p> <p>(19) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却（措法48）</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(減耗償却)</p> <p>鉱業を営む者が，鉱物の売上高の12%（ただし，鉱業所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは，その積立額の損金算入ができる。ただし，準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は，益金に算入される。</p> <p>なお，5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは，準備金を取り崩して益金に算入するとともに，「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により，準備金を所得控除に振り替えるわけである。）</p> <p>また，国内鉱業者（国内鉱業者に準ずるものを含む）が海外自主開発法人を通じた海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て，海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも，同様の措置が講じられている。</p>